

防整施第7130号
28.3.31

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長
航空幕僚監部総務部会計課長 殿
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

価格に市場性のない機器製造等を含む工事における契約の特約条項に係る運用指針について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、価格に市場性のない機器製造等を含む工事における契約の特約条項に係る運用指針について（防整施第17581号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官、陸上幕僚監部防衛部施設課長

価格に市場性のない機器製造等を含む工事における契約の特約条項に係る運用指針について

1 目的

価格に市場性のない機器製造等を含む工事における契約の特約条項（以下「特約条項」という。）を、履行するための運用指針を定めるものである。

2 特約条項における用語の解説

- (1) 「価格に市場性のない機器製造等を含む工事」とは、通信工事における無線装置、搬送端局装置、交換装置、電源装置等の通信機器製作および、これらの機器の製作会社等による調整試験、ならびに消音装置施設（類似する施設を含む。）における装置工事で、それらの機器製造等を行う企業（以下「企業」という。）から原価計算方式による見積書が提出され、見積書に記載されている工数等を基に積算価格を算出するものをいう。
- (2) 「機器の製作」とは、工場における価格に市場性のない機器製作をいう。
- (3) 「役務」とは、企業が行う調整試験又は、現地における機器の据付け及び試験検査をいう。
- (4) 「第三者」とは、本契約の遂行に関連する企業のうち、受注者以外のすべてのものをいう。
- (5) 「契約締結後速やかに」とは、
 - ア 通信工事の場合
発注者と直接契約する場合又は、受注者と下請負契約する場合のどちらの場合も、それぞれの契約後に、原価資料の作成に必要な期間を経た後とする。
 - イ 消音装置施設の場合
契約後に、企業が作成した設計図に基づき提出した見積書の数量等を適正に審査し、設計変更を了した後、又は受注者が下請負契約を了した後に、原価資料の作成に必要な期間を経た後とする。
- (6) 「請負代金」とは、発注者と直接契約する場合は「建設工事請負契約書」に記載された請負代金額（消音装置施設は設計変更後の請負代金額）とし、受注者が下請負契約する場合は下請負者との契約金額とする。
- (7) 「請負代金に対応した機器の製作又は役務に関する原価資料」とは、請負代金に対応した原価の見直しができる場合は、見直した原価資料（見積原価）をいい、原価の見直しができない場合は、見積原価を添付した最終見積書から落札差額を減じて請負代金を明示したものをいう。
- (8) 「作業報告書、出勤簿及び給与支払明細書に相当する帳票類」とは、受注者又は第三者の企業会計原則に基づき作成された、本契約に係る機器の製作又は役務に関連する帳票類をいう。
- (9) 「発注者が必要と認めた調査」とは、確認、協議の結果、虚偽の資料が提出された疑いがある場合に行う調査をいい、受注者又は第三者の原価計算を確認

するための資料の適正性を確認することをいう。

- (10) 「実際原価」とは、受注者又は第三者の企業会計原則に基づく原価計算規則等により作成された、原価計算書による原価をいう。
- (11) 「虚偽の資料提出」とは、契約前に提出する見積書、契約後に提出する原価資料（見積原価）及び、実際原価に関係する資料を故意に偽って提出することをいう。
- (12) 「違約金」とは、第3条に基づく調査の結果、虚偽の資料提出が発注者と受注者の協議により確認された場合に、第4条に基づき発注者に対して支払われる違約金をいう。

3 現地における調整試験、機器据付け及び試験検査

(1) 原価資料の提出（第1条関連）

請負代金に対応した原価の見直しができる場合は、見直した原価資料（見積原価）を提出することとし、原価の見直しができない場合は、見積原価を添付した最終見積書から落札差額を減じて請負代金を明示したものを原価資料として提出することができる。

なお、受注者が第三者と下請負契約する場合で、発注者に提出した見積金額と下請負代金額に差違が生じた場合でも、直ちに第4条に規定されている虚偽の資料提出と判断するものではない。

(2) 関係資料等の保存（第2条関連）

保存する資料は次の各号に示すものとする。

ア 契約工期内に行う確認のため、現地における調整試験、機器据付け及び試験検査の作業日誌、工数集計表及びこれらに基づく実際の現地調整試験費、機器据付け費及び試験検査費（人件費及びG C I P（一般管理及び販売費率・支払利率・利益率）は社内規定による）に関係する資料。

イ 第3条に基づき調査、確認する事ができる実際原価に関係する資料。

(3) 契約工期内に行う確認

前号アの実際の現地調整試験費を確認し、第1号で提出された原価資料の金額（総価）に対し差違が生じた場合でも、直ちに第4条に規定されている虚偽の資料提出と判断するものではない。

ただし、原価資料の金額（総価）より下回った場合は、減額変更について協議するものとする。

(4) 調査の受入（第3条関連）

前号の確認の結果、虚偽の資料が提出された疑いがある場合には、発注者から受注者に通知して調査を行う。

ただし、受注者と第三者が下請負契約した場合で、調査に当たって実際原価に関係する資料のすべてを第三者が受注者に提示できない場合は、当該資料を発注者にのみ提示する旨を受注者の下請負契約において明示しておくこと。

(5) 虚偽の資料提出に対する違約金（第4条関連）

特約条項のとおり。

4 機器製作

- (1) 原価資料の提出（第1条関連）
前項第1号に同じ。
- (2) 関係資料等の保存（第2条関連）
保存する資料は次の各号に示すものとする。
 - ア 契約工期内に行う確認のため、機器製作後（工場検査後）、3月以内に原価計算を確認するための資料（工数、人件費及びG C I P（一般管理及び販売費率・支払利率・利益率）は社内規定による）を作成し、保存すること。
 - イ 前項第2号イに同じ。
- (3) 契約工期内に行う確認
前号アの原価計算を確認するための資料を確認し、第1号で提出された原価資料の金額（総価）に対し差違が生じた場合でも、直ちに第4条に規定されている虚偽の資料提出と判断するものではない。
ただし、原価資料の金額（総価）より下回った場合は、減額変更について協議するものとする。
- (4) 調査の受入（第3条関連）
前号の確認の結果、虚偽の資料が提出された疑いがある場合には、発注者から受注者に通知して調査を行う。
ただし、受注者が第三者と下請負契約した場合で、調査に当たって実際原価に関係する資料のすべてを第三者が受注者に提示できない場合は、当該資料を発注者にのみ提示する旨を受注者との下請負契約書において明示するものとする。
- (5) 虚偽の資料提出に対する違約金（第4条関連）
特約条項のとおり。